

選手村

環境影響評価書案審査意見書と環境影響評価書との関連

主な項目	評価書案審査意見書の内容	評価書の記載内容
総括的事項	調査計画書で選定した項目のうち、評価書案においては選定しなかった項目の一部について選定しない理由の説明が不十分であることから、これを明らかにするとともに必要に応じて項目として選定し、評価書に記載されたい。	「移転」を選定したとともに、「土地利用」については、今後の計画の熟度に応じて、改めて環境影響評価の項目の検討を行うこととした。 (p. 28、30 参照)
	評価書案がより一層分かりやすいものとなるよう、現地調査結果の詳細、予測の基礎となる条件、算出過程等、基礎情報について整理されたい。	資料編を追加し、廃棄物、温室効果ガス、エネルギー、交通渋滞の4項目について、予測の基礎となる条件、算出過程等を明らかにした。 (資料編)
土壌	工事中において土壌汚染が新たに確認された場合、速やかに土壌汚染対策を講じるとともに、今後のフォローアップ報告書において報告すること。	工事中に土壌汚染が新たに確認された場合のミティゲーションを追記した。 (p. 49 参照)
生物の生育・生息基盤	選手村の緑化計画は今後検討を行うとしていることから、検討に当たっては、生物の生育・生息基盤や生物・生態系に配慮するとともに、アスリートにとっても快適な空間となるよう努めること。また、計画の熟度が高まった段階で改めて予測・評価を行うこと。	今後の緑化計画検討に関するミティゲーションを追記した。 (p. 59 参照)
生物・生態系	会場エリア内において注目される種が確認されていることから、臨海部という特性を考慮した適切な環境保全措置を講じ、工事による影響をできる限り低減するよう努めること。	工事中の配慮事項を追記した。 (p. 88 参照)
廃棄物	施設の建設に伴う建設発生土、建設汚泥及び建設廃棄物の排出量の予測において、これらの算出過程を明らかにすること。また、廃棄物等の種類ごとに再資源化率を設定し、排出量とともに再資源化量についても記述すること。	資料編として建設発生土、建設汚泥及び建設廃棄物の排出量の算定過程を記載した。また、廃棄物等の種類ごとに再資源化率を設定し、再資源化量について予測した。 (p. 101、102、資料編 p. 3 参照)
	予測結果には選手村として利用する施設以外の住宅棟（超高層タワー）及び商業棟の建設に係る廃棄物等の量も含まれていることから、選手村として利用する施設の廃棄物等の量をできる限り明らかにすること。	選手村として利用する施設を対象とした廃棄物等の発生量を予測した。 (p. 101、102 参照)

主な項目	評価書案審査意見書の内容	評価書の記載内容
エコマテリアル	建設工事に関するエコマテリアルの積極的な利用に努めるとともに、使用状況について確認すること。	エコマテリアルに関するミティゲーションを追記した。 (p. 117 参照)
温室効果ガスエネルギー	建設機械の稼働に伴う温室効果ガス排出量及びエネルギー使用量の予測において、これらの算出過程を明らかにすること。	資料編として建設機械の稼働に伴う温室効果ガス排出量及びエネルギー使用量の算定過程を記載した。 (p. 128、129、136、137、資料編 p. 6 参照)
	工事の実施に当たっては、温室効果ガス排出量が少ない建設機械や燃費性能の高い建設機械の導入を検討するなど、より一層の温室効果ガスの排出抑制及びエネルギー使用量の削減に努めること。	工事中の温室効果ガス排出抑制及びエネルギー使用量削減に関するミティゲーションを追記した。 (p. 130、138 参照)
交通渋滞 公共交通へのアクセシビリティ 交通安全	計画地の周辺には多くの工事用車両の走行が考えられることから、安全走行の徹底を図ることはもとより、これらの車両が市街地で待機や違法駐車等をすることがないように、運転者への指導を徹底するなど、必要な環境保全措置を講じ、周辺地域におけるより一層の交通の円滑化及び交通安全の確保に努めること。	工事用車両の安全走行、市街地での待機や違法駐車に関するミティゲーションを追記した。 (p. 155、165、173 参照)
交通渋滞	予測の基礎となる将来基礎交通量及び工事用車両交通量の詳細を明らかにすること。	資料編として将来基礎交通量及び工事用車両交通量の詳細を記載した。 (資料編 p. 7～9 参照)
	事業の実施に伴い計画地周辺に工事用車両が集中すると予想されることから、船舶輸送の利用を検討するなど、より一層の車両台数の低減に努めること。	工事用車両台数の低減に関するミティゲーションを追記した。 (p. 155 参照)
交通安全	周辺には教育施設、福祉施設等が存在することから、工事用車両の走行ルートと各施設、通学路等との位置関係を明らかにし、児童・生徒や施設利用者の通行に対する交通安全の影響が懸念される場合には、より一層の交通安全の確保に努めること。	工事用車両の走行ルートと教育施設や福祉施設等や通学路との位置関係を調査した。 (p. 169、170 参照)
	計画地周辺には住宅や事業所が多数存在することから、歩行者の混雑が特に予想される通勤・通学時間帯においては、工事用車両の影響をできる限り低減するよう適切な環境保全措置を講じること。	通勤・通学時間帯における配慮事項に関するミティゲーションを追記した。 (p. 173 参照)